

免除科目一覧 (技能講習のみ)

- ・ 免除申請された科目に応じて講習会費の一部を免除します。
- ・ 講習名と所有資格を確認して、免除科目を選択してください。

講習名	一部免除を受けることができる者	免除科目
玉掛け技能講習 ※平成18年3月以前に取得した者	1.クレーン・デリック運転士免許取得者 2.移動式クレーン運転士免許取得者 3.床上操作式クレーン運転技能講習修了者 4.小型移動式クレーン運転技能講習修了者 5.(旧)クレーン運転士免許・デリック運転士免許取得者 ※ 6.揚貨装置運転士免許取得者	力学・合図
	特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリックの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 (合図免除申請書必要)	合図
併合講習 (玉掛け技能講習とクレーン運転業務特別教育)	1.移動式クレーン運転士免許取得者 2.小型移動式クレーン運転技能講習修了者 3.揚貨装置運転士免許取得者	力学・合図
	特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、移動式クレーン、デリックの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 (合図免除申請書必要)	合図
床上操作式クレーン運転技能講習 ※平成18年3月以前に取得した者	1.玉掛け技能講習修了者 2.移動式クレーン運転士免許取得者 3.小型移動式クレーン運転技能講習修了者 4.揚貨装置運転士免許取得者 5.(旧)デリック運転士免許取得者 ※	力学・合図
	特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリック、玉掛けの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 (合図免除申請書必要)	合図
小型移動式クレーン運転技能講習 ※平成18年3月以前に取得した者	1.クレーン・デリック運転士免許取得者 2.床上操作式クレーン運転技能講習修了者 3.玉掛け技能講習修了者 4.揚貨装置運転士免許取得者 5.(旧)クレーン運転士免許・デリック運転士免許取得者 ※	力学・合図
	1.建設機械施工技術検定1級合格者で実地試験においてショベル系建設機械操作施工法もしくは、基礎工事用建設機械操作施工法を選択した者、又は2級の技術検定で第2種もしくは第6種の種類に合格した者 2.車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習修了者	原動機及び電気
	特別教育を必要とする業務のうち、揚貨装置、クレーン、移動式クレーン、デリック、玉掛けの業務を6ヶ月以上従事した経験を有する者 (合図免除申請書必要)	合図

合図免除申請書

技能講習の合図免除申請については、クレーン特別教育等の資格取得後、6ヶ月以上当該業務に従事していることの実務経験証明書(本書)が必要です。

この枠内に、修了証のコピーを貼付け、以下に署名捺印のうえ申込書とあわせて提出してください。

特別教育資格証のコピーを貼付けてください。

上記、講習申込み者の「特別教育修了証」(写し)は、原本に相違ないことを証明します。

講習申込み者は当事業所でクレーン等の運転の業務に6ヶ月以上従事したことを証明します。

実務経験証明日：平成 年 月 日

会社印

事業者印

所在地
会社名
事業者氏名

